

○玉名市第3次定住促進補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住人口の増加及び地域の活性化を図るため、市外から本市に転入する者等に対して、予算の範囲内で住宅の取得、住宅のリフォーム、空き家の取得又は新幹線を利用した通勤に要する費用の補助を行う事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民として永住の意思をもって居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本市にあることをいう。
- (2) 第3次定住促進補助金 第3次住宅取得補助金、第3次住宅リフォーム補助金、第3次空き家取得補助金又は第3次新幹線通勤定期券購入補助金をいう。
- (3) 市外転入 本市へ転入届を提出した日前3年間において本市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有していなかった者が、当該転入届を提出して他の市区町村等から本市に移り住み、定住することをいう。
- (4) 市外転入日 市外転入をした日として住民基本台帳に記録されている日をいう。
- (5) 転居 市内において住所の変更をし、当該変更をした住所に定住することをいう。
- (6) 転居日 転居をした日として住民基本台帳に記録されている日をいう。
- (7) 住宅 玄関、トイレ、台所及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいう。
- (8) 新築 新たに自己が居住する目的で市内に住宅を建築すること（公共工事に伴う移転補償による場合を除く。）をいう。
- (9) 新規購入 新たに自己が居住する目的で市内に存する住宅を購入すること（公共工事に伴う移転補償による場合を除く。）をいう。
- (10) リフォーム 発注者が住宅の機能の向上のために市内に主たる事業所を置く法人又は個人に対して直接工事を請け負わせる改築、増築（棟続きの場合に限る。）、修繕、模様替え及び設備改善（公共工事に伴う移転補償により取得した住宅を対象として行われたものを除く。）で、当該工事に要した費用（国又は地方公共団体から他の補助等を受ける場合は、当該補助等の金額を控除した額）が20万円以上のものをいう。
- (11) 空き家 玉名市空き家バンク制度実施要綱（平成21年告示第91号）第4条第2項に規定する空き家台帳に登録された空き家をいう。
- (12) 利用希望登録者 玉名市空き家バンク制度実施要綱第2条第4号に規定する利用希望登録者をいう。
- (13) 市税等 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項から第7項までに規定する市町村税のうち、個人が納付する税をいう。
- (14) 通勤手当 勤務先から通勤に要する運賃及び料金に関して支給を受けている手当のうち、新幹線鉄道の運賃及び料金に係るものをいう。

(補助対象者)

第3条 第3次住宅取得補助金の交付の対象者は、市税等の滞納がない者で、次の各号

のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に500万円（住宅の取得のために同時に土地を購入したときは、当該土地の価格を含む。）以上の住宅の新築又は新規購入をし、市外転入をした者
 - (2) 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に市外転入をし、当該市外転入をした日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に500万円（住宅の取得のために同時に土地を購入したときは、当該土地の価格を含む。）以上の住宅の新築又は新規購入をし、当該新築又は新規購入をした住宅に転居した者
- 2 第3次住宅リフォーム補助金の交付の対象者は、第3次住宅取得補助金の交付の決定を受けていない者のうち、市税等の滞納がないもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅の取得（新築によるものを除く。）をし市外転入をした者で当該住宅をリフォームしたもの
 - (2) 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に市外転入をし、当該市外転入をした日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に住宅の取得（新築によるものを除く。）をし、当該取得をした住宅をリフォームし転居した者
- 3 第3次空き家取得補助金の交付の対象者は、第3次住宅取得補助金の交付の決定を受けていない者のうち、市税等の滞納がないもので、かつ、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に空き家の新規購入をし、当該新規購入をした空き家に転入又は転居をした利用希望登録者とする。
- 4 第3次新幹線通勤定期券購入補助金の交付の対象者は、玉名市第2次定住促進補助事業実施要綱（平成28年告示第32号）第6条の規定により第2次住宅取得補助金、第2次住宅リフォーム補助金若しくは空き家取得補助金の交付の決定を受けた者又は第6条の規定により第3次住宅取得補助金、第3次住宅リフォーム補助金若しくは第3次空き家取得補助金（市外転入をした者又は市外転入をし、当該市外転入をした日の翌日から起算して1年を経過する日までの間に当該新規購入をした空き家に転入又は転居をした利用希望登録者に限る。）の交付決定を受けた者で、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に発行された九州新幹線新玉名駅を起点とする新幹線通勤定期券を購入して通勤するものとする。

（補助金の額等）

- 第4条 第3次住宅取得補助金の額は、20万円（市内に主たる事業所を置く法人又は個人に対して直接工事を請け負わせた場合にあつては、30万円）（天水地区の区域内に存する住宅を取得した場合にあつては、当該額に10万円（当該住宅を取得した者又はその配偶者が40歳未満である場合にあつては、20万円）を加算した額）とする。
- 2 第3次住宅リフォーム補助金の額は、50万円を限度とし、リフォームに要した費用の額の2分の1以内の額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 第3次空き家取得補助金の額は、100万円を限度とし、取得した空き家の金額に100分の10を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 4 第3次新幹線通勤定期券購入補助金の額は、新幹線通勤定期券の1月当たりの価額から通勤手当の額を差し引いた額の2分の1以内の額とし、1月当たり3万円を限度と

する。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(令5告示40・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 第3次定住促進補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第3次住宅取得補助金 第3次住宅取得補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 第3次住宅リフォーム補助金 第3次住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第2号)
- (3) 第3次空き家取得補助金 第3次空き家取得補助金交付申請書(様式第3号)
- (4) 第3次新幹線通勤定期券購入補助金 第3次新幹線通勤定期券購入補助金交付申請書(様式第4号)

2 前項各号に定める申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 第3次住宅取得補助金交付申請書

ア 世帯全員の住民票

イ 戸籍附票

ウ 納税証明書(市税等について未納がないことの証明)

エ 行政区加入証明書(様式第5号)

オ 宣誓書(様式第6号)

カ 不動産登記事項証明書

キ 新築した住宅に係る建築請負契約書の写し又は新規購入した住宅に係る売買契約書の写し

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 第3次住宅リフォーム補助金交付申請書

ア 世帯全員の住民票

イ 戸籍附票

ウ 納税証明書(市税等について未納がないことの証明)

エ 行政区加入証明書

オ 宣誓書

カ 不動産登記事項証明書

キ 第3次住宅リフォーム補助金額計算書(様式第7号)

ク 第3次住宅リフォーム補助金に係る工事内容届出書(様式第8号)

ケ 住宅のリフォームに係る工事費請求書の写し及び領収書の写し

コ 住宅のリフォームの内容が分かる図面等

サ 住宅のリフォームの成果が確認できる写真

シ その他市長が必要と認める書類

(3) 第3次空き家取得補助金交付申請書

ア 世帯全員の住民票

イ 戸籍附票

ウ 納税証明書(市税等について未納がないことの証明)

- エ 行政区加入証明書
- オ 宣誓書
- カ 取得した空き家に係る売買契約書の写し
- キ 不動産登記事項証明書
- ク その他市長が必要と認める書類

(4) 第3次新幹線通勤定期券購入補助金交付申請書

- ア 勤務先が発行した就労証明書
- イ 新幹線通勤定期券の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

3 第1項各号に定める申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 第3次住宅取得補助金交付申請書 次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める期間

- ア 第3条第1項第1号に該当する者 市外転入日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間
- イ 第3条第1項第2号に該当する者 転居日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間

(2) 第3次住宅リフォーム補助金交付申請書 次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める期間

- ア 第3条第2項第1号に該当する者 市外転入日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間
- イ 第3条第2項第2号に該当する者 転居日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間

(3) 第3次空き家取得補助金交付申請書 市外転入日又は転居日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間

(4) 第3次新幹線通勤定期券購入補助金交付申請書 前項第4号に規定する新幹線通勤定期券を購入した日から起算して3月を経過する日までの期間

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項各号に定める期間外に市長に申請書を提出することができるものとする。ただし、同項各号に定める期間の満了前に市長に期間外申請理由書（様式第9号）を提出しなければならない。（補助金の交付決定）

第6条 市長は、第3次住宅取得補助金に関し前条の規定による申請書を受理したときは、審査の上、交付の可否を決定し、第3次住宅取得補助金交付決定（却下）通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、第3次住宅リフォーム補助金に関し前条の規定による申請書を受理したときは、審査の上、交付の可否を決定し、第3次住宅リフォーム補助金交付決定（却下）通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第3次空き家取得補助金に関し前条の規定による申請書を受理したときは、審査の上、交付の可否を決定し、第3次空き家取得補助金交付決定（却下）通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第3次新幹線通勤定期券購入補助金に関し前条の規定による申請書を受理したときは、審査の上、交付の可否を決定し、第3次新幹線通勤定期券購入補助金交付決定

(却下) 通知書 (様式第 13 号) により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 7 条 前条の規定により第 3 次定住促進補助金の交付の決定を受けた者は、第 3 次定住促進補助金を請求するときは、第 3 次定住促進補助金交付請求書 (様式第 14 号) に第 3 次住宅取得補助金交付決定通知書、第 3 次住宅リフォーム補助金交付決定通知書、第 3 次空き家取得補助金交付決定通知書又は第 3 次新幹線通勤定期券購入補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第 8 条 市長は、第 3 次住宅取得補助金、第 3 次住宅リフォーム補助金又は第 3 次空き家取得補助金 (以下「第 3 次住宅取得補助金等」という。) の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 次住宅取得補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に第 3 次住宅取得補助金等の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により第 3 次住宅取得補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 第 3 次住宅取得補助金等の交付の決定の対象となった住宅を、交付の決定を受けた日から 5 年以内に取り壊し、又は売却したとき。
- (3) 第 3 次住宅取得補助金等の交付の決定を受けた日から 5 年以内に転居し、又は生活の本拠を他の市区町村等に移すこととなったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が第 3 次住宅取得補助金等の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、第 3 次新幹線通勤定期券購入補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 次新幹線通勤定期券購入補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について既に第 3 次新幹線通勤定期券購入補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により第 3 次新幹線通勤定期券購入補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第 3 次新幹線通勤定期券購入補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 第 3 次新幹線通勤定期券購入補助金の交付を申請した日の属する年度において、生活の本拠を他の市区町村等に移すこととなったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が第 3 次新幹線通勤定期券購入補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日告示第 40 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。